

令和4年度 第1回 瀬戸市子ども・子育て会議 議事録

日時：令和4年5月13日（金）

午後2時00分から

午後3時50分まで

場所：瀬戸市役所北庁舎

4階 庁議室

委員の参加者：11名 欠席：1名

委員半数以上出席で会議成立

【1 市長あいさつ】

令和2年から5年間の子ども総合計画というものは市役所としては新しい取り組み。

子どもを中心に途切れることなく、成長段階に応じたきめの細かいサービスや支援が行える体制にするべく、4つの重点事業を推進している。

「子ども・若者センター」を作って相談に応じていき、「子ども・若者会議」の中で子ども達の意見に率直に耳を傾けながら、子ども達のための「子どもの権利条例」の制定を目指していきたい。そして子ども・若者の今・未来における活躍に対して、タイムリーな応援を行っていくため「子どもの今・未来応援基金」を設立した。多くの方々から大変前向きなご厚意を頂戴し1000万円以上の寄附があった。こういったものを効果的に活用しながら、子ども・若者がより充実した人生を送ることができるような応援を行政として、やっていきたいと考えている。

【2 会長・副会長選出】

野尻委員を会長、前田委員を副会長に選出。

【議題1 瀬戸市子どもの今・未来応援基金について】

- ① 事務局から瀬戸市子どもの今・未来応援基金の概要と状況について説明
- ② 質疑応答・委員からの意見

（委員質問①）

基金の使用に関して、前回の会議の時に議会承認が必要だと聞いていたが、緊急的なもの対応が必要な場合もあるので、柔軟に考えてもらえると良い。

（市回答①）

市の会計は議会の承認を受け、使用していくことになるが、ご指摘のとおり緊急的な対応が必要な場合が発生する可能性はある。その場合は補正で対応をしていきたいと思っている。

（委員質問②）

ここ最近ヤングケアラーが問題になっている。基金の使用用途案の中に、子ども食堂や、子ども・若者の学習や居場所等への支援というものもあるが、家族を見るために学校に行けないヤングケアラーの子ども達もいる。そういった子達が外に出られるようになる事業などを盛り込んでいただきたい。

(市回答②)

ヤングケアラーの問題については潜在的なものが沢山あると認識している。基金の目的は迅速かつ丁寧な使途が必要とされており、その点について心掛けながら、ヤングケアラーの方々の学習支援・就学支援等についても考えていきたい。

(委員質問③)

病院ではコロナ禍になってから不登園、不登校、などコミュニケーションで困っている方が非常に増えたと感じている。ヤングケアラーの方が病院にこぼれてきてから児童相談所に繋げるというルートでは遅く、アウトリーチでもっと早くのアプローチが必要。

例えば教育委員会などは、不登校などを把握していると思うので、個々の学校の問題ではなく、リサーチネットワークのようなかたちで定期的に数などが把握できるようにならないか。

(市回答③)

定時的な調査という体制は整ってない。先生などからの通報を受けて対応をするということは引き続き行っていくが、対症療法的なものにならないようアウトリーチをしていく必要があると思う。その手法についてはしっかり考えていきたい。

(委員意見①)

ヤングケアラーの問題を、先生方へのアンケート調査などで知り、対応が後手になるのではなく、学校からボタンを押すと市に連絡が入るなど、ネットワークの構築を検討して欲しい。

(委員意見②)

今後子ども家庭庁が立ち上がる予定。日本全国中で子どもの基礎データを作ると掲げられている。ただしヤングケアラーの場合は、どこまでがお手伝いでどこまでが困難な状況なのかの境の把握が非常に難しく、気づいたら大変な状況になっているということも多くある。小さな時からの観察と、よりきめ細かなコミュニケーションを行うネットワークが非常に重要。瀬戸市が始めた子ども・若者センターの活用が効果的になるのではないかと感じた。

(委員意見③)

ヤングケアラーは今にはじまったものではないが、今かなり着目をされている。

即効的な施策があるわけではなく、そこに対する支援というのはスクールソーシャルワーカーの充実など、個別な支援が必要となり、そちらにしっかり予算を取ってもらう必要があるが、居場所支援などでヤングケアラーと基金が繋がると、子ども達のパワーも上がるのではないかと感じる。

(委員意見④)

本来、市の予算で対応しないといけない部分はきちんと確保したうえで、そこに馴染めない部分の支援に使うと、効果が倍増すると思うので、本来の予算を減らしてこちらを利用するようなことがないようにしてもらいたい。

【議題2 子ども・若者会議について】

① 事務局から子ども・若者会議の状況と今後の計画の説明

② 質疑応答・委員からの意見

(委員質問①)

委員の任期や定員、募集の仕方など要綱などで定めて決めていくようにするのかなどを伺いたい。

(市回答①)

現在の子ども・若者会議の委員の皆さんは次の５月２８日の会議で終了。そこから引き続きやりたい人たちやその他の方の募集をする。要綱や任期等はこれから検討をしていく。

(委員質問②)

この会議は子ども達の意見を吸い上げる場として、また子どもたちレベルアップの場として良い活動だと感じるので、続けて行って欲しい。

しかし会議で出た意見を施策に落としていくか、最大限実現できるよう市は努力するなどの記載をして、大人の責任として担保していく必要があると感じる。

また、こういった場では心理的安全性が担保されているので意見が言いやすいが、学校などで先生に権利を主張するような意見がなかなか言えない場合がある。子ども達が子どもの権利を知ること、主張することは大事だが、大人たちがその権利を理解しないと、いつまでたっても進んでいかない。子ども達だけでなく大人たちへのアプローチが必要だと感じる。

(市回答②)

子ども・若者会議では子どもの意見を伺って、できるだけ反映していきたいと考えている。

また、意見を言いやすい環境については、ご指摘のとおり学校などになると少し変わってくる。その中で子どもが思ったことを自由に言える環境を整えるのは重要だと感じているので、そのように取り組んでいこうと考えている。

(委員質問②に対する別委員意見)

当初この会議は、学校の中でやろうと考えていたが、やはりハードルが高く、無理をせず段階的というかたちを取っている。２回目は引率も兼ねて先生方も自ら参加していたが、先生方も子どもの発言に目をみはっていて、学校の中でもこういったことが起こるといいななどご意見もいただいた。少しずつ変わっていく事が重要だと感じた。

(委員意見①)

私も２回参加させてもらったが、小学生から専門学校生まで多彩な子ども・若者が参加をして、こんなにも熱心な子どもたちが瀬戸市にいるのかと思うと頭の下がる思い。

小学生の意見を中学生が一生懸命聞き、小学生の子ども達に指導をしている姿に、特に目を見張った。そんな中学生の姿を見て、高校生たちも自分たちもしっかりしないといけないと言いながら発表の段取りをするなど、皆学校も違うのに最近地域の中で見られなくなった良さがワークショップの中で見られて、いい会議を持つことができたなと感じた。

教育長も会場を回っていたが、教育長に子ども達が「いじめの隠蔽ってあるんですか？」などとズバッと聞く。すると教育長がそのグループの中に入って反論も否定もせず意見を聞き続けるという素晴らしいシーンも目撃することができた。

(委員意見②)

子どもの権利条例を作るにあたり、子ども達の意見を公平に汲み取るというのはなかなか難しい。今のメンバーは募集に手を挙げてボランティアで参加されている方々なので、活発な意見を交わしていけているかと思うが、自ら手を挙げて参加できない子ども達も沢山いる。メンバー構

成など配慮して、できる限り色んな子ども達の意見を聞いて反映させてもらいたい。

また、子どもの権利条約はすでに日本は批准しているが、瀬戸独自に条例を作るところを子ども達にも理解してもらい、瀬戸で条例を作らないといけないという柱の部分がまだ見えていないが、そういった部分も盛り込んでいただきたい。

(委員意見③)

子ども会議には寄附をしていただいている企業の方々も参加しているが、意見を言わず黙って聞いていることも大変だと、ジレンマを持ちながら会議に参加しているということも、会話をしながら体験した。子どもの権利としつけをどのようにとらえていけばいいのかなど、大人は大人なりに子どもたちの意見を聞きながら考えていた。

このような場があまりないから子どもの権利が広がっていかないというところもある。市の皆さんにも引き続きこのような場が絶えないように努力していただきたい。

【議題3 子どもの権利条例（案）について】

① 事務局から資料に基づき説明

② 質疑応答・委員からの意見

(委員質問①)

子どもの権利条例（案）に子ども・若者の意見を取り入れたということだが、条例は用語的にやむを得ないが、子ども達にとって普段聞きなれない用語や難しい漢字も多く出てくる。子どもが読んでわかるようなものも考えて欲しい。

また、条例案の中で「食えること」と言うのがどこに入ってくるのか。運動・栄養・休養というのが健康の三本柱とずっと言われている。大きく言えば第3条の「命が守られること」の部分になるか分からないが、「食えること」に関しても考慮していただきたいと思っている。

(市回答①)

子ども向けにはもう少し優しい言葉で、分かりやすい解説が入ったパンフレットのようなものなどを作成しようと検討している。

作っただけではなく、どのように理解をしてもらうか、どのように広めていくか、教育機関に協力をいただきながら検討している。

また、子ども・若者会議の中でも、子どもの権利条例をどうやって周知していくかなどを議論していく予定。引き続き討議して子ども達の意見をいただきながら、子どもの視点で見て分かりやすいものを示していけたらと考えている。

(委員質問②)

子どもの権利擁護委員を設置して、救済の申し立てができるというシステムができるというのはとても良いこと。子どもが実際申し立てしたいとなった時に、どういったルートで相談していくのか、その点に関しては考えがあるか。子ども向けのパンフレットを作る時にはその辺も書いておかないと、どこに相談すればいいかわからない状態になってしまう。

(市回答②)

まだ具体的にどのようなルートでといったところまでは決まっていないが、イメージとしてはまずは子ども・若者センターや、子育て総合支援センターなど、相談窓口で相談してもらい話を聞き、それでも解決しないような内容について、権利擁護委員の先生に相談

に乗ってもらようなかたちで考えている。

(委員質問③)

例えば児童虐待の場合、直通ダイヤルの１８９に掛けるといったカードが色々なところに置かれているが、命の電話のように、子ども達自身がすぐに相談できるような、そういったことも今後は考えていくのか。

(市回答③)

そのような仕組みを作っていけたらと考えている。

(委員意見①)

条例案では「子ども」を１８歳未満とされているが、子ども・若者の「若者」がどこに入るのか。成人年齢が引き下げられたので１８歳未満となったのではないかと思うが、会議に参加していた高校生の中で１８歳になった子たちが、私たちはどこに入るのか分からない。

大学生になっても心の病気にかかってしまう場合もある。やはり学生はまだ守られる立場なので対象者だと思う、もう少し若者も守られるようにして欲しい。

また、今小中学生の子に高校生や大学生が勉強を教えたり、縦の関係で子どもを見守っていると思うので、瀬戸市の子ども達は家族だけではなく、みんなが見守っているということが分かるようにして欲しい。

(委員意見②)

今指摘があった意見などをどのように示すか、条例に反映できたらいい。

各種法令で子どもの定義が１８歳未満とされているので、子どもの権利条例と少し切り離したところで別途考えていくところではないかと考える。

(委員意見③)

もちろん何がいいかは検討の余地があるが、名古屋市の権利擁護委員の事例などを見ると、権利擁護委員の裁量等について、もう少し踏み込んだ記載がされている。

例えば瀬戸市の条例案には「市は～協力するよう努める」といわれる努力義務のような記載になっているが、名古屋市の場合は「市は～協力しなければならない」「関係者は全員協力しなければならない」のような強めな表現になっている。

職務を全うするにあたり、権能を担保しないと形だけで終わってしまうので、もう少し踏み込んだ記載内容にしてもいいのではないかと感じた。

(委員意見④)

条例案第３章「子どもの権利を保障する市及び保護者等の責務」の中身を見ると、対象はほぼ市と保護者。今様々なニュースにも出てきているが、学校での部活等での暴力事件、大人からの暴力事件など、子どもの権利を脅かされるシーンは家庭内だけではなく外でも起こっている。

日本の法律では「虐待」というと家族に限定されてしまうが、他国では「子どもに係る全ての大人」というような表現がされていたりする。「住民全てが～」「保護者と子どもに係る全ての大人」などのような少し踏み込んだ書き方をする必要があるのでは。

(委員意見⑤)

子どもの権利条例を瀬戸市版としてきちんと文面化されるということ。

そして、子どもが分かりやすいパンフレット等のようなものも作るということなので、元気な子ども達だけではなく、障害やハンディを持った子ども達にも当てはまるような解釈ができる、子ども向けのガイドブックができると、子ども達が「瀬戸市の子どもで良かった」とか、瀬戸市にはこういったものがあると自慢ができるようになると思うので、一緒に頑張っていきたい。

【議題4 子ども・若者センター運営状況について】

① 事務局から資料に基づき説明

② 質疑応答・委員からの意見

(委員質問①)

若者の相談の内容は主にどういったものがあるのか詳しく教えていただきたい。また、そのことに対しどのような支援をしているのか。

(委員回答①)

若者相談に関しては主に保護者の方からの子どものひきこもり相談、若者自身からの相談に関しては、居場所づくりの相談、就労の相談、主に大学生が不登校になってしまった相談など。若者相談等については短期間では解決が難しい案件が多いので、まずは関係づくりを一番大切にしている。

(委員質問②)

就労相談でハローワークとの連携で進展などはあるか。

(市回答②)

ハローワークとの連携については、こども未来課ではなく社会福祉課が生活困窮窓口で仕事の自立相談を行っており、そことの連携があるので、相談にのっている上で必要であればそちらを案内している。

(委員意見①)

近年ニュースでも言われているとおり、若者の自死や自殺未遂などが非常に増えている。そういったことは連鎖していき、これからも増えていくことではないかと思っている。

子ども・若者センターに繋いでいただくことも重要だと思うが、例えば先天的に発達障害がベースにあったり、もともとコミュニケーションが苦手であったりといった子も沢山いるので、必要であれば医療にも繋いでもらえたらと思う。

(委員意見②)

まだ昨年度の自死の件数は出ていないが、一昨年度は500件に迫る非常に多くの子ども・若者の自死があった。幾重もの相談窓口やルートを作ってネットワークを重ねていかないと、若者の支援の出口は見つからない。

(委員意見③)

愛知県内にも数か所発達障害専門の相談窓口があったと思う、必要に応じてそういったところと連携していくとより効果的な支援ができるのではないかな。

(委員意見④)

資格を持った相談員を配置したハローワークもある。愛知労働局では、会社が障害のある人を雇用できるようにセミナーなども行っており、企業が参加して理解をし、就労に繋がっていくように活動を行っている。生活困窮者の就労支援等、瀬戸市と連携して事業を行っているので、就労という話しが出ればハローワークに繋がっていただけたらと思う。

(委員意見⑤)

コロナ禍での学校の休校やイベントの縮小などの影響で、1年生2年生が居場所を上手く作れないまま、中学3年生、高校3年生の受験生や、就職活動を始める大学3年生になってしまい、今年度はそういった方たちが本当に厳しい1年を迎えている。居場所がなく消え入りたいと思う子が沢山いる。

先生方も子ども達が学校で健やかに過ごせるよう一生懸命授業を行っているかと思うが、先生によっては学校になかなか来られなかった子がやっと登校をし出した段階で、過剰に背中を叩きすぎるということも多く聞く。学校を卒業しなくても勉強を続けていくこともできるし、相談ができるところはあるので、ゆったりでいいんだと知って欲しい。

皆の思うスタンダードな、学校の先生の期待どおりの自分じゃなかった時に、子ども達は内に入ってしまう。学校関係の先生たちにも子ども達の心の救い方、受け止め方に気を付けないといけないと感じる。

(委員意見⑥)

大学生も同じような状況。

また、小学生低学年、幼稚園・保育園児も、マスクしか状態の大人の顔しかわからない。表情が理解できなかったり、先生の顔がマスクを外したら分からないなどといった状況で、これから先この子達がどうなっていくのか心配になってしまう。

そのような状況を専門職の関係者だけ分かっているのではなく、地域全体にも理解を広めていかないと、子どもが伸び伸び育っていかないのでは。

(委員意見⑦)

教育現場でスクールソーシャルワーカーを増やして欲しいという声が非常に多い。

相談する人や場所が多くなると、子ども達も混乱してしまうということもあるもしれないが、学校との連携の仕方についても考えていかないといけない。

不登校など勉強についていけない子がコロナ禍で増えている。学校現場は本当に苦労していると、各先生方から状況を伺っている。

(委員意見⑧)

いろんな相談窓口を整えていくことは大事だが、困った時にすぐ助けてくれる、困ったらこの人という人や場所を知って欲しい。誰かに支えてもらったり、相談したりというのがやはり生きていくうえで重要。弱い子たちは色んな情報も入ってこない。そんな子もSOSが出せるような環境整備を大人たちがする必要があると思う。

(委員意見⑨)

とある拠点で子どもやお年寄りが集まれるような場所を開設した。今初めて約半年ぐらいだが、

2歳から中学生くらいの多くの子ども達が来てくれている。対面は凄く大事で、子ども達が自由に集まって遊べる場所を作ってあげると、子ども達は色々な意見を出してくれる。

地元の大人たちがそういう場所を作ると子ども達が色々と相談もできるので、他の地域でも実施して、子ども達の意見が上げればいいなと思う。

(委員意見⑩)

子ども総合計画のアンケート調査では、不登校・ひきこもりの子どもというのも非常に多いが、それ以上に外遊びをしない子どもというのが突出している。外遊びをする子どもが増えればネット依存なども少なくなっていくのではないかなと思う。外遊び、自然体験、体験活動について、自分自身も色々と情報収集をしているところだが、実際に私たちの子ども会の活動の中で不登校が無くなったという事例もある。

以前こども未来課に協力してもらい、瀬戸は自然が豊かで身近に子ども達が遊べる場所があると知ってもらうために、「自然体験ガイドブック」などを作成して、市内の全小学生たちに配布をさせてもらった。GW中にも岩屋堂の中にある岩巢山登山の企画をして、瀬戸市の小学生たちに募集を掛けたところ、127人の募集があり満員となった。子ども達もそういう機会を求めているのではないかな。

相談に乗るのももちろんだが、そういった場があることを知ってもらい、機会を増やしていくというのも大事ではないかなと思う。

(委員意見⑪)

専門職の支援も、本来そこまで至らない方がいいはずで、住民の皆さん方の力と専門職の支援をネットワーク化していくことで、瀬戸の子ども達をどういうふうに見守り育てていくのか、という絵が見えてきた。

子どもの権利条約に当てはめてみると、2019年の日本レポートでは日本の子ども達は「豊かな子ども期が奪われている」との指摘がされていた。まさに子ども期を豊かに育つための施策ではないかと思った。

(委員意見⑫)

他の自治体でも、小学生中学生の子ども達の不登校やひきこもりに関して、学校やスクールソーシャルワーカーなど、いろんなところで相談できる場所がある。しかし義務教育が終わり20歳を超えた若者になると、相談できるところがなかなか無い。

親も相談する場所が無く、一番身近なところの市役所に行ってもひきこもりの相談窓口がないので、保健所に行ってくれと言われて保健所に繋がるケースがある。

そんな中、瀬戸市に関しては身近なところで20歳を超えた若者が相談できる場所があることがありがたく思う。ぜひ一緒に勉強しながらひきこもりについても考えていきたい。

(委員意見⑬)

コロナ禍で父親の在宅時間が増えていることによって、虐待が増えているのではないかなといった話もあるが、子どもとの関わりは関係性が全てだと思うので、今まで関わりが薄かった人と密に生活を送ることになると、やはり難しい点も出てくる。

保護者としての義務や責務・子どもの権利というのはもちろん大事だが、突き進み過ぎると親が追い詰められてしまう。子どもが学校に行けなくなったりした時に、学校に無理やり行かせようとするなど、パワーのない方向に考え方が向かってしまう。より手厚くすれば子どもの虐待も

減っていくという単純なことではないが、やはり子育て家庭への支援というのも大事だと思う。

父親も子育て、介護も含めて生活していくものの一人として主体的になって、意識啓発も併せてやっていくことが大事なかなと思った。

(委員意見⑭)

子どもの権利を突き詰めていくと、結局は子育て支援についても充実をさせていかないとけないということになっていく。子どもは一人で勝手に育っていくわけではないので、もちろんその辺の施策についても是非充実をしていって欲しい。

【4 その他報告事項】

子ども・子育て会議の臨時部会である保育部会より、以下の説明がなされた。

- ①認可外保育施設から認可保育施設に移行する、保育施設に関する詳細。
- ②令和4年度の保育所入所申込状況と、現在の待機児童数の報告。

会議終了